

第10回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

平成26年6月23日（月）午後1時～3時

大手公民館 視聴覚室

出席委員13名（欠席委員2名）

荒牧委員、高野尾委員、西森委員、豊嶋委員、小林委員、中島委員、柳澤委員、小川委員、竹平委員、石井委員、江原委員、岡田委員、斎藤委員

1 開会

（事務局）

役員の改選に伴いまして、新しく委員となった方におかれましては、委嘱状の交付書を省略させていただきます、机の上に置かせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

2 あいさつ

（会長）

8月は戦争や平和を考えることが多いのですが、国際的な子どもの権利の取組みは子どもを再び戦争や紛争の犠牲者にしてはならないことから始まっています。国連の子どもの権利宣言は画期的な宣言でした。このことを我々は心に刻んだうえで、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の策定に取り組んでいきたいと思ひます。

【新委員自己紹介】

3 会議事項（要旨）

（会長）

子どもにやさしいまちづくり推進計画（案）の2回目の議論をしたいと思ひます。次回もう一回検討する予定ですので、今回は大枠については決定していきたくて思ひます。この計画は松本市の子どもたちが松本市で豊かに明るく生活していくような総合的な計画ですので、ぜひ積極的なご意見をいただければと思ひます。

(1) 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画（案）について

（会長）

先ず1章、2章で何かご意見ありますか。

（委員）

P5のイ（イ）のADHD等の児童生徒に対する学習指導とありますが、そこだけどうしてADHDという言葉にしたのか、他のところは全て発達障害となっているんです。

（事務局）

特にADHDを強調するものではなく、発達障害の一例として取り上げたもので、標記を変更するようにしたいと思ひます。

(委員)

P 3 1 の精神障害という分類ですが、子どもの場合にもこのように分類するのでしょうか
(事務局)

後日確認してお知らせします。

(会長)

こういった分類は法に基づいて分類しているものであり、そのことを明記すればいいです。

(委員)

P 1 4 の一部の子どもは家庭や学校において、密接な人間関係を築くことができていないという表現ですが、私の場合には自分で問題解決しようとしてあまり相談しないのですが、特に男の子はそういう傾向があると思うんです。必ずしも密接な人間関係を築くことができないことにつながらないと感じます。

(会長)

一方で築くことができない子どもたちもそのなかに含まれているんですね。全員がその傾向があるという表現でないという表現にした方がいいですね。

(委員)

P 1 1 の大人から「いやな思い」をしたことがない子ども、友達や先輩から「いやな思い」をしたことのない子どもという表現は分かりにくいし、5行目には「いやな思い」を感じるという表現になっていて、間違っではないが分かりにくい。

また、最後の「子どもたちの人間関係に対する意識の変化が見られます」という表現では、どんな変化が分かりません。このように分析することはどうでしょうか。

P 1 6 の(5)子どもの居場所の充実について、安全に過ごせる場所と安心して過ごせる場所という両方の表現が使われているため、その意図はなんでしょうか？安全に主眼を置いているのか、安心して主眼を置いているのか、意味が大きく違ってくるのではないかと。

(会長)

両方のほうがいいかもしれないですね。

(委員)

P 5 の障害の分類について、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害という表現をしているのですが、これに限らず等という表現を使い、困難を抱えている子どもがいるというニュアンスを入れたほうがと思います。

(事務局)

現在の法律を確認して、計画のなかで困難を抱えている子どもがいるという表現を入れます。

(会長)

障害は難しい問題なので、標記に注意をしてください。

(委員)

困難を抱えている子どもだけでなく、困難を抱えている自覚はない子どもも含めて、多様な子どもという表現がいいのかもしれない。

(会長)

障害も複合的になっているし、その背景も難しいので、障害を全て分類するのではなく、計画を進めていくのに、こんな子どもたちを対象していくという記述にしてください。

(委員)

P 1 1、P 1 4のグラフではパーセンテージの数字が分からないので、数字と結びつくようにして欲しい。

(委員)

P 1 5の(2)に「子どもの権利擁護委員、教育委員会、民間団体CAP等」とあるが、CAPに限らず、NPOもあるのでP 2 1と表現を合わせてください。

P 1 6の(6)の「トライやるエコスクール」「学校サポート事業」について注釈を入れてもらおうと分かりやすいです。

(会長)

1章では、2計画の位置づけにあるように、松本市総合計画、子ども子育て新制度の計画、次世代育成支援行動計画と整合性を図ることについて図式でわかるようにして欲しい。

2章1(2)いじめについて、松本市のいじめの捉え方は子どもの権利侵害の視点であって、従来の保護者や教師の子どもの指導の仕方ではなく、いじめられている子どもの相談救済をするようにしています。

松本市の子どもの権利条例は、松本市の子どもがこんなにひどい状況だから条例をつくったのではなく、松本市の子どもたちをよりよくするためにつくったものなんですね。だから子どもの現状と課題として、いのちや健康についての取組みを入れたほうがいいと思います。

また、遊びという視点を入れていきたいと思っています。

(委員)

松本市独自のもので、子どもだけでなく、大人も一緒に関わっていくような計画だということを強調した方がいいのでは。

(会長)

この条例は子ども支援だけでなく、子どもに関わる人たちの支援を柱にしています。保護者や教職員を支援していくと、その趣旨を入れていければと。

(委員)

子どもをめぐる現状に対する課題が、アンケート結果に基づくもので、大人について触れていないので、大人の意識等、大人の視点を入れて欲しい。

(会長)

2章は子ども支援の章なので、1章の趣旨や次世代育成支援行動計画に触れた際に、大人の視点についても書くようにしたいと。

では、3章について何かご意見ありますか。

(委員)

基本理念について、一言でいうと「すべての子どもにやさしいまちづくり」なんですけど、やさしいまちということについてはきちんと説明できていないのではないかと、基本理念が下の基本目標とつながっていないと思います。「やさしい」という中身を考えていく必要があると

(会長)

難しいところですが、条例の前文の「すべての子どもにやさしいまち」を具体的に示したも

のが基本目標にある「6つのまち」なんですが、「子どもにやさしいとは何か」という問題もありますので、条例の前文の下に「子どもにやさしいまちづくり」についてもっと詳しく書いたものがあるので、入れていくようにしたいと思います。

(委員)

基本理念の最初の文章が基本目標の1と同じであるので、直した方がいいと思うのですが

(会長)

基本理念の文章を直して、基本目標につながるようにしたいと思います。

(委員)

この計画は理想なんですけど、今の子どもたちが大人になってからの現実は大変厳しいことを感じています。子どもたちにはどんな未来が待っているかと考えたとき、現実には社会の歯車になって、人権というものは尊重されないこともあります。学校や社会では状況を把握して動くことが大切に考えられていて、自分らしさを大切にしている人ははじき出されてしまうということを感じます。理念は大切なんですけど、現実についても自覚しないと、「すべてにやさしくする」ことに疑問を感じます。例えば障害をもった子どもは普通にしたいんですが、市にとっては贅沢と言われるし、現実社会は厳しいと思います。

(会長)

だからこそ、この計画をつくり、子どもたち自身が力をつけて変えていくことができるまちづくりをしようとしているんです。現実、みんなそれぞれ困難を抱えていて、そのなかで、子どもたちの人生や生活を子どもたち自身に変えられるようにしていきたいと考えています。

今の社会のなかで10年後、格差が改善されているかという点と難しいと思いますが、どういうことが問題でどういう風にしていくことが必要か判断できる子どもか、現実のままでもいいと思う子どもかでは、大きな違いとなってくると思います。

国際的に見たときに、障害をもった方についても障害者権利条約をつくって、それぞれが一人の人間として人権が保障されることを掲げています。このなかで松本市ができることだけでなく、県、国、世界が変わらないとできないことはたくさんあると思います。でも、そういう方向でまちづくりをすることが大切であるし、子どもたちの可能性や条件を広げていくことになると思います。現状は厳しいけれども、どう切り開いていくかというときの一つのやりかたと思っています。

(委員)

子どもにアクションを起こすのではなく、今の大人にやっていくべきだと、でないとも子どもたちが大人になって、いいと思っても自分の意見がつぶされてしまうんです。上司の気に入った意見を言わないとはじきとばされることがあるんですね。

(会長)

子どもたち自身が学校行事をつくっていた小学生が中学校に行ったとき、壁にぶち当たる現実があったんです。そのときに果敢にチャレンジする子ども、あきらめる子ども等、いくつか別れるんですが、総体からみると、大人になったときに社会でも自覚的に主体的に生きているんですね。会社や社会ではきちんと意見を言い、主体性や自主性に考え行動する子どもが求められているんです。

(委員)

これを通じて大人も変わっていかなくてはいけないこともたくさんあると思うんですが、例

えば障害をもったお子さんにとって、市の職員が贅沢だといったとのことですが、何か意味があったかもしれないし、そのときには私たちがなかに入ってこうしようと言うことができる世の中になっていかななくてはいけないと思います。子どもだけで理不尽さをなんとかするのではなく、大人が変わっていかなくてはいけない、みんな一緒になってやっていかななくてはいけないと思います。

(会長)

子どもたちがあきらめてしまうというのは、本来おかしいことですよね。理不尽なことにかたないと思う子どもに育ててもらいたくないと、意見表明・参加はその面で強調したいのです。

(会長)

次に4章に移りますが、これは難しい部分なのですが、施策の方向6に再挑戦ということで、苦しいときに相談にのること、学びの再チャレンジ、就労支援も含む施策を入れることについて考えていきたいと思っています。

ご意見どうですか。

(委員)

子どものいのちということで、児童相談所に相談する等つながりをつくるような内容がここにはないのですが、虐待等での児童相談所との連携は入らないでしょうか。

(会長)

いのちを守るための連携ということですね。入れるようにしましょう。

松本市の特徴ある取組みは強調したいと思っています。例えば「まつもとっ子元気アップ事業」というのは重要な取組みで、生活習慣病が低年齢化していることを予防していこうという取組みですし、そういう取組みをピックアップしていきたいと思っています。

(委員)

学校給食について、アレルギーの取組みは大変ありがたいのですが、給食費の滞納によって給食費が値上がりするかどうかということはどうですか？

(事務局)

そういうことはありません。

(委員)

学校の環境について整っていないと思います。暑いなかで授業を受けていることは考えていけないと思います。保健室についてはクーラーがついたのですが、子どもたちの意見も聞いていけないと思います。

(会長)

子どもたちの学ぶ環境づくりは大切であると思います。この尋常でない暑さで勉強するのは

(委員)

学校の設計理念は変わっていないんですか？

(事務局)

クーラーの設置を含め学校の部屋のつくり等をふくめて、ルールで決まっているものですが場所によっては必要になるところもあるでしょうし、ただ市の方針を推進計画に入れるものかも含めて考えていけないと思います。

(会長)

気温が30℃後半の暑いなかで学ばないといけない状況というのが現実にあるので、そのことを配慮しながら進めますということを入れてもいいですけどね。

(委員)

学校は暑いので扇風機をつけてくださいとお願いしてもお金がないのでできないと、大きな枠のなかで考えるということなんですが、安全な環境づくりの面で欠けているのではないかと思います。

(会長)

ここでは子どもの権利条例に基づき、よりよい環境づくりや、いのちや健康を守るためには少なくともどういうことが必要かということで考えればいいと思います。子どもたちが生活したり学んだりする学校施設の状況が悪いことは問題で、改善する方向での施策を入れることを検討すること、子どもの視点から問題を考えることは重要です。

市はいのちの大切さということに力を入れて進めていますね。自分のいのちだけでなく他のひとのいのちを大切にすることが子どもの権利の原点であるいのちの権利を大切にすることになるんです。いのちの権利の視点から子どもの権利を考えることが必要だと思っています。学校においても、いのちの大切さということを引き続き教えたり考えたりする機会を設けていきますということが入るといいと思います。

施策の方向1の施策2では、まつもとっ子元気アップ事業、遊びながら自然と触れ合う事業を強調するような形にしていければと思います。

(委員)

アレルギー対応食のことで、アレルギーのお子さんが増加するなか、給食センターではきちんと対応していただいて感謝しています。しかし、アレルギーが少なくなるようなことを考えて欲しいと、子どものいのちの問題だと思っていますので。

(会長)

施策1の5の「増加するアレルギー対応食に対応するため」という表現を「増加するアレルギーに対応するため」と変えて、アレルギーを減らすという意味を含めたいと思います。

(委員)

施策の方向2の施策1の5「こども育成課が絵本を作る」とありますが、これは紙芝居のように職員が作るんですか。

(事務局)

プロジェクトチームを作る等検討のうえ、こども育成課が中心となって作る予定です。

(会長)

では、こども育成課という表現は削除してください。

(委員)

4の子どもの人権に関する本を収集しますということについて、収集した後もう一步考えたほうがいいのかと思います。

(会長)

少なくとも、収集し活用しますという表現にしないと、これでは後退です。

(委員)

せっかく収集していただいても、紛れてしまうこともあるので、コーナーを設けることは普通の自治体では難しいかもしれませんが、条例ができたからこそできるのではと考えます。

(会長)

コーナーを設けますとすると、図書館の自由もあるので、収集し活用するというものでしょうか。

施策の方向2の特徴は、乳幼児期への広報啓発、本の読み聞かせですね。推進施策1については、普及・啓発についてとりわけ、乳幼児期という視点、読み聞かせ、紙芝居等について入れた方がいいですね。

(委員)

推進施策1の最後に「子どもたちの自己肯定感を育み、高めます」とあるのですが、それまで学習についての文章で、少し無理があるのではと考えるのですが。本読んだから、自己肯定感が高まるというのは無理があるのではないかと思います。

(会長)

ただ、権利学習と自己肯定感との結びつきというのは表現したいんです。学校で子どもたちの達成感、自尊感情を高めることと権利学習が必ずしも結びついていないところがあるので、どこかで結び付けたいと思っています。権利学習と自己肯定感について結びつける表現にしていきたいと思っています。

(委員)

子どもをめぐる現状P8のアンケート結果で、本当に学習したことが自己肯定感につながりますか、自己肯定感を高めるにはもっと違った取組みが必要ではないでしょうか。

(委員)

自己肯定感を高めるにはそんなに簡単ではないと思います。

(会長)

そんな簡単でないのですが、自己肯定感を高めようと思うと自己肯定感が高まるのです。権利学習をすることで自尊感情は内在化していくんです。我々は自己肯定感を高める取組みをしているんですが、内在化するためには権利学習をしていかないといけない。ただ、この分析は単純に結び付けているので、表現を改めた方がいいですね。

(委員)

推進施策2の6「子どもの権利に関する学習支援」について、施策の方向1にもいのちを大切にするような学習とあるのですが、いのちの学びと権利の学びは重なる部分もあるし、住み分けについて考えた方がいいと思うんですが。

(会長)

いのちの学びと子どもの権利の学びは並立しているもの、いのちを強調しているもの、権利を強調しているものがあるのですが、統一するのは難しく、どこに重点を置いているかを判断するしかないと思います。

(委員)

推進施策2の4「子育てガイドブック等」に子育てポータルサイトを載せていただきたいと思います。

(会長)

では次に施策の方向3ですが、ここはこころの鈴をいかに充実させるかということになると思います。

(委員)

こころの鈴ですが、子育てについて悩んでいる保護者の相談も入ってくるのですか。子どもの相談というイメージになっているのですが。

(会長)

こころの鈴の相談は基本的には子どもからなんですけど、子どものことについて保護者や市民の方や教職員や保育士が相談することもあるわけです。そこをもう少し出した方がいいですか。基本的に問題があるときにはこころの鈴に相談していただくということがあって、2に「子どもに分かりやすい方法で知らせる」とありますが、「教職員や保護者の皆さんにも必要な広報をしていく」ということを入れてみてはどうでしょうか。

(委員)

親が相談に来て、ついでに子どもの相談というパターンもあると思います。親が病んでいることもありますし、子どものことを話せない人もいると思います。

(会長)

でも、あくまでも子どもについての相談です。しかし、推進施策1に「保護者、教職員、保育士さんからの子どものことについてこころの鈴に相談できるようにします」という表現を入れる方法もありますね。

5の児童福祉施設にこころの鈴に出向くという表現がありますが、これは何？

(事務局)

児童センターなどを考えています。

(会長)

こころの鈴は高校生も相談できるんですね。高校生となると県との連携が求められるし、長野県の相談救済機関との連携を入れたほうがいいと思います。

では、次に施策の方向の4についてどうですか。

市政や社会における意見表明は子ども会議をつくるのが一つの柱になっています。また、子どもたちに必要な情報をちゃんと提供することは重要なことです。こども育成課、広報国際課だけでなく、学校教育課等様々な関係部署が関わってくると思います。

子どもの視点に立った情報提供は重要で、我々は子どもの視点で情報提供しているつもりが、大人の視点でしていることが多いですね。

学校における意見表明は努めますという表現になっています。一方で、この前の調査では子どもたちは意見を聞いてもらっているという比率は高いです。その意味では先生たちの取り組みがきちんと評価されていると思います。そのうえで、教職員、保護者、地域、子どもの4者協議会をつくっているところもあります。ただ、形をつくれればいいというわけではないのですが。

(委員)

3の学校評議員ですが、学校評議員は校長が諮問をして、評議員の意見を聞いたうえで校長が判断するという立場があります。年3回程の会で意見を伺うということで、そこに子どもたちの意見が言えるかという苦しいと思います。

それから2の学校内で意見を聞くということですが、児童会、生徒会、部活動、学級会活動、学年集会等の場でいうことが現状ですね。そこであえて2がいるのかと思います。

(委員)

3の学校評議員会での意見というのですが、外部の意見なのですぐわないと思います。1と2の違いがよくわからないということも思います。

(委員)

松本版コミュニティスクールを進めるにあたって、学校評議員の意見を伺いながらということを目にしたのですが、学校評議員への子どもの意見ではなく、コミュニティスクールについて子どもの意見を聞くということは難しいでしょうか。

(委員)

コミュニティスクール推進会というものを長野県で作らして、委員になっているのですが、学校運営委員会に地区、民生委員、PTA は入っているのですが、子どもの声を聞くということはないので、子どもの声を聞くことを入れていただけないかと言っていますが、どうなるか分かりません。

(委員)

松本版では取り入れることはできるのでしょうか。

(委員)

今まで評議員は4～5人で学校の意見を聞いたりということでしたが、評議員さんも含め、コミュニティスクールでは地域のもう少し大勢の団体の皆さんの意見を聞いてはという意見もありますので、松本市の特色として子ども参加を入れてはという意見ができるかもしれません。

(事務局)

松本市としては公民館を中心に学校サポート事業をしていて、コミュニティスクールのような活動となっているのですから、松本版として考えています。

(会長)

3の学校評議員はカットしましょう。こういう表現だと今の趣旨に合いませんので。ただ、川崎市では4者協議会を学校評議員会として位置づけているんです。コミュニティスクールはコミュニティが運営するもので、一般的なコミュニティスクールとは違うんですが、3に信州型コミュニティスクール(松本版)を運営するときに子どもの意見を反映するという事を入れてはどうでしょうか。

それと、1と2は同じではないんです。1の場合には最終的に先生の判断なのです。2は教職員、保護者、地域、子どもが同じテーブルについて学校の問題を話しあうことなんです。子ども、地域の方の意見が違うことが重要で、議論するなかで一致する部分はやるとなっていくんです。松本市の子どもたちは先生から意見を聞いてもらっていると考えているのですが、しくみをもつことは重要で、当事者性をもって議論してやっていくことが重要です。4者協議会をつくって子どもが提言したことをみんなで議論してある程度の形になったときに、子どもたちの当事者性や達成感は違ってきます。これはPTAも同じです。そういう仕組みを松本市として現実的なものとしてつくっていくかということです。

次に施策の方向5ですが、これはあがたの児童センターの運営やグループのような居場所と支援の連携がモデルケースになります。もう一つの居場所で必要なのは貧困の問題ですね。他の自治体のように放課後の児童館児童センターや学校に軽食を用意して学習支援をするような場所について次回は検討したいと思います。

(委員)

推進施策1の7に外国由来という表現がありますが、一般的ではないので、分かりやすい表現にしたらどうでしょう。

(会長)

日本語教室の充実ということなら外国籍としてもいいと思いますし、全体として統一した表現にしたほうがいいと思います。

(委員)

施策の方向5の推進施策2の3でつどいの広場と福祉ひろばがあがっていて、こどもプラザがないので、こどもプラザも入れて等としてください。

(事務局)

施策の方向6の推進施策2で地域の話し合いの場に健康づくり課を入れるかどうかですが

(会長)

地域の福祉で健康づくり課が関わらないことはないので、主体的になってもらわないと。

(委員)

推進施策1の1に地域づくりセンターを中心とした子どもの意見の反映、推進施策2の4に地区子育て会議があるのですが、これでは大変だと思います。

(会長)

地域づくりセンターでやり、地区子育て会議をして、地区子どもにやさしいまちづくり委員会も開くんですね。やたらしくみをつくってもいけないと思うんだが。

(事務局)

地区ごとの子どもに関わる課が定期的に会議を開いている地区もあるので、推進施策2の4はその会議を発展させることで可能であると思います。

(会長)

地域づくりセンターの構想はどの程度できているのでしょうか？今度までに地域づくりの関係図を示してください。いっぱい委員会をつくれればいいというわけではないので。

(事務局)

基本的には新しいものを作るのではなく、位置づけを変えるということで、これまであるものを中心にして広げたり連携したりといことです。

(会長)

最後、施策の方向7はいかがですか。

(事務局)

後日ご意見いただければ対応したいと思います。

(会長)

あるぷキッズ事業は大変重要な事業で、職員体制だけでなく拡大して検討することは可能でしょうか。こども福祉課だけでなく、学校教育課も巻き込むように。

また、今回は教職員の支援について、いじめの等問題で福祉や心理専門家が入ったサポートの取組みとして、外の力を使いながら学校支援をしていくことを考えていきたいと思います。